

使用料金の支払期限に関する規程

制定 2021年6月24日

(目的)

第1条 この規程は、広島空港供用規程第14条第1項に基づき、空港における運航者等による使用料金等の支払期限に対して、必要な事項を定めるものである。

(後納指定)

第2条 広島空港供用規程第14条第1項の規定にかかわらず、あらかじめHIAPが指定した者は、1箇月分を取りまとめてHIAPが指定する期限までに後納することができる。

- 2 前項の規定により後納の指定を受けた者は、原則として銀行振込にて使用料金等の支払いを行うものとするが、HIAPの承認を得た場合は現金又はその他の方法にて支払いを行うこともできるものとする。支払いに係る手数料は、当該運航者等の負担とする。

(後納指定の取消)

第3条 前条の規定により後納の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することとなった場合には、HIAPは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき
 - (2) 破産、会社更生、民事再生等の申立てがあったとき、清算手続きに入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき(法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき)
 - (4) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき
 - (5) 財務状況の悪化により、HIAPに対する債務の履行の延滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとき
 - (6) 航空運送事業者にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき
- 2 前条の規定により後納の指定を受けた者が、指定を取り消された場合には、期限の利益を失い、HIAPから提供を受けた施設の使用により発生した債務(土地又は建物の賃貸借契約及びそれに付随する契約により発生した債務を除く。)の全部をHIAPの指定する日までに支払わなければならない。

(不定期運航を行う運航者等による使用料の支払い期限)

第4条 不定期運航を行う運航者等であって、第2条第1項の指定を受けていない者は、その運航する航空機が離陸する時点までに、HIAPに対し、使用料金等を支払うものとする。

この場合の支払については、原則として銀行振込とするが、HIAPの承認を得た場合は現金又はその他の方法にて支払いを行うこともできるものとする。支払いに係る手数料は、当該運航者の負担とする。なお、実際の使用料金等の額と乖離が生じた場合には、HIAPは精算を行い、返金又は追加で使用料金等の請求を行うものとする。

(広島空港供用規程第14条第3項に定める料金への準用)

第5条 広島空港供用規程第14条第3項に定める料金の支払期限は、本規定第2条ないし第4条の規定を準用する。